

## 母子健康手帳の見直し方針について (母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会中間報告書)

令和4年9月20日

### はじめに

母子健康手帳は、昭和17年の妊産婦手帳に始まる長い歴史を有する母子保健の基本的な政策手段として、妊産婦、乳幼児をもつ保護者、保健医療関係者を始めとする多くの国民に親しまれてきた。母子健康手帳は、母と子にとっての妊娠、出産、育児期の一貫した健康記録であり、この記録を参考として保健指導や健康診査が行われるなど、母子保健対策を進めていくうえで重要な意義がある。昭和40年に母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく母子健康手帳となってからは、概ね10年ごとに社会情勢や保健医療福祉制度の変化、乳幼児身体発育曲線の改訂等を踏まえて様式の改正を行ってきた。

また、デジタル化が進む中で、平成30年度に子ども家庭局長の下、「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」が開催され、電子化すべき情報等について中間報告書が取りまとめられ、令和2年度からはマイナポータルを通じて、本人が閲覧できる仕組みとしたところである。

令和3年度には、母子健康手帳の見直しの検討に先立ち、母子健康手帳の利用者や支援者の意見を聴くため、「母子健康手帳等に関する意見を聴く会」を開催した。今般、当事者や利用者の意見や昨今の社会的状況の変化等を踏まえ、母子健康手帳、母子保健情報等に関して検討を行うことを目的とし、子ども家庭局長の下に「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」(以下「検討会」という。)が設置された。検討会では、本年5月27日、6月30日、7月21日及び9月15日の4回にわたり、近年の制度改正等の動きや母子保健情報の電子化の現状等を踏まえ、母子健康手帳の見直しについて議論を行い、今後の方針を取りまとめたので、報告する。

### 1. 全体的な事項について

#### (1) 母子保健情報・母子健康手帳の電子化について

令和2年度以降、母子健康手帳の一部の情報については、マイナポータルを通じた閲覧が可能となっている。引き続き、母子保健分野に係る国民の利便性の向上、地方公共団体や医療機関の事務負担の軽減等を図るため、マイナンバーカードを活用した母子健康手帳のデジタル化に取り組む必要がある。検討会としては、令和7年度を目標時期として地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化

が進められていることも踏まえつつ、母子健康手帳のデジタル化に向けた環境整備を進めていくことが適当と考える。（環境が整うまでは紙での運用とする。）まずは、令和4年度中に、検討会において、マイナポータルを通じて閲覧できる項目の拡充等の観点から議論を行っていくこととする。

また、育児等の情報が多く含まれる任意様式については、主として電子的に情報提供することが適当と考える（緊急性のある情報（窒息時の応急手当、心肺蘇生法、緊急時の連絡先等）などは紙でも提供する）。

## （2）名称について

母子保健法第16条において、母子健康手帳には、妊産婦、乳児及び幼児の健康診査及び保健指導に関する記載を行うことが規定されており、当事者が主体となって健康記録を所持・記載することで、妊産婦・乳幼児を必要な保健医療支援等に結び付けるとともに、当事者自身による健康管理を促す重要な手段となっている。一方、父親の育児参加や、少子化対策を意図して、自治体によっては、母子健康手帳の名称に「親子健康手帳」などの名称を併記している場合もある。

検討会においては、母子健康手帳の名称について、父親の育児参加の推進や家族の多様性の観点から変更すべきとの意見があった一方で、妊娠中の記録が記載されていることや現在の名称が定着していること、医療機関における混乱を回避することなどから変更すべきではないとの意見もあった。現在でも、ライフステージの中で特に健康リスクが高い妊産期と乳幼児期にある者の健康支援の重要性は変わらないこと、変更すべきという意見の中でもその名称について様々な意見があること、複数の自治体において既に母子健康手帳の名称に他の名称を併記する取組が行われていること等を踏まえ、検討会においては、「母子健康手帳」の名称は変更しないことが適当と考える。

一方で、父親等が手帳を活用しやすいよう配慮する観点や、市町村の特色を出す等の観点から、市町村が母子健康手帳に異なる名称を併記することは、現時点でも可能である。各市町村が当事者の視点を踏まえて独自に名称を設定し、併記できる点について、今後、厚生労働省において周知を図る必要がある。

## 2. 個別の事項について

### （1）母親に関する記載について

#### ア 母親の精神状態などの記載について

現行の母子健康手帳には、「出産後の母体の経過」や「保護者の記録」に養育者の精神状態を記載する項目が設けられており、また、全国統一の乳幼児健康診査問診票においても母親の心理的状況を把握する質問項目が設けられ

ている。さらに、令和3年4月1日には、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）が施行され、産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業が、市町村の努力義務とされている。産後のメンタルヘルス対策として、自治体においても、産婦健診やEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）等を活用した母親の心理的状況の把握が行われている。

検討会においては、母親のメンタルヘルスについての記載項目を増やすべきではないかとの意見があった一方で、現行の記載項目で十分ではないかとの意見もあった。現行の取組状況や、母子健康手帳は様々な関係者や将来的には子どもが目にする可能性があること、母子健康手帳と問診票等との役割分担等を踏まえ、検討会としては、現時点においては、母子健康手帳における精神状態の記載項目は現行のもので十分と考える。一方で、支援が必要な母親を適切な機関につなぐ観点から、心や体のことで悩みがある場合に相談するよう促す趣旨の記載を追加することが望ましい。

また、産後ケア事業を推進する観点から、産後ケア事業に関する記録欄を設け、関係者間で実施状況等を共有できるようにしていくことが適当である。

## イ 妊婦健診の検査に関する情報提供と記録等について

「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年3月13日厚生労働省告示第226号）」において、妊婦健診の検査項目の中にB型肝炎抗原検査とC型肝炎抗体検査が含まれており、母子健康手帳の「検査の記録」のページには、HBs抗原及びHCV抗体の検査年月日の記載欄及び備考欄が設けられている。肝炎ウイルス感染症も含め、妊娠中の感染症予防については、既に任意様式にて情報提供されているが、妊婦健診で実施されている検査の多くについては、公費負担の有無や検査の意義等について、母子健康手帳で十分な情報提供が行われていない。また、肝炎ウイルス検査陽性後の精密検査（費用助成により初回は無料）のフォローアップは十分行われてない。

検討会においては、感染症対策の観点から、検査結果を記載することが重要であるという意見や、個人情報保護の観点から、様々な関係者が閲覧する母子健康手帳に検査結果を記載することは困難であるという意見があった。

妊婦健診において実施される感染症検査等の結果について、妊婦自身による健康管理を促す観点から、検討会としては、検査が陽性であった場合に精密検査等を促す趣旨の記載を追加することが適当と考える。また、妊婦健診の標準的な検査項目については、感染症検査で陽性とされた妊婦が悩まないよう、また、適切な健康管理が行われるよう、妊婦健康診査の標準的な検査の

内容や意義等について、任意様式による情報提供の充実を図ることが適当と考える。

## (2) 父親や家族に関する記載について

父親の育児参画促進の観点から、現行の母子健康手帳には、父親も記載できるような欄を増やし、父親の氏名、生年月日、年齢、職業、夫の健康状態、父親の育児休業の期間等の記載欄を設けてきたが、妊娠中の記載欄については「妊婦自身の記録」とされており、父親は記載しづらいとの指摘もある。

検討会では、家族にはいろいろなスタイルがある中で、ひとり親や父親がいない家庭を配慮した表現について検討すべきとの意見があった。父親や家族の気持ち等の記載欄の充実を図る観点から、検討会としては、父親や家族が記載する欄を増やす等の工夫をすることが適当と考える。また、父親や家族という表現については、家族の多様性を踏まえ、適切な範囲で「保護者」という表現に改めることが望ましい。

## (3) こどもに関する記載について

### ア 成長発達の目安の記載項目にかかる配慮について

成長発達の目安の記載項目が、ある時点において「～できますか。はい、いいえ」を回答する形式となっている点について、検討会では、成長が定型より遅れがちなこどもたちをもつ保護者の不安を煽るおそれがあるとの意見があった一方で、問題の早期発見につながることから小児科医がよく活用しており、また、保護者の気づきにもつながっているとの意見もあった。

検討会としては、成長発達の目安の記載項目については、健診・医療現場における活用状況や保護者による気づきの重要性に鑑み、スクリーニングのための問診票としての役割を損ねないように配慮しつつ、両親が不安にならないよう注釈を加えることが適当と考える。あわせて、保護者の記録欄等においてポジティブな表現を増やすことで、保護者の不安を取り除くことも重要と考える。

### イ 成長発達の目安の記載項目の考え方について

乳幼児健康診査における乳幼児の成長発達の評価は、「乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号厚生省児童家庭局長通知）」の乳幼児健康診査実施要項に基づいて行われるとともに、「乳幼児に対する健康診査について（平成10年4月8日児発第29号厚生省児童家庭局母子保健課長通知）」の基本情報票、健康診査票、健康診査問診票等が活用され

ている。また、乳幼児健康診査においては、母子健康手帳の内容を参考とし、それまでの発達状況等を保護者の記録も含めて確認するとともに、実施した健康診査の結果について同手帳に記入することとされている。

検討会では、母親とこどもの健康管理の観点から、産婦健診のタイミングである生後2週間と予防接種開始のタイミングである生後2か月についても保護者が記録できる欄を設けてはどうかという意見や、成長発達の目安の記載項目について、新たなエビデンスに基づき追加・削除すべきではないかという意見があった。

検討会としては、生後2か月までの期間については、産婦健診や乳児家庭全戸訪問、予防接種時などの様々な場面で母子健康手帳の活用が想定されることから、生後2週間及び生後2か月の記載欄を追加することが適当と考える。

また、乳幼児健康診査においては健康診査問診票等が別途活用されている点を踏まえつつ、母子健康手帳に追加する成長発達の目安の記載項目については、以下の考え方で整理することが適当と考える。

- ① 保護者自身が適切に記載できるか。
- ② 記載により、保護者の気づきやこどもの成長発達に関する理解に資するか、不安につながらないか。
- ③ こどもが将来目にする可能性も考慮しつつ、こどもの成長発達の記録（PHR）の観点から適切か。
- ④ 個人情報保護の観点を踏まえつつ、母子健康手帳と問診票・カルテ等のいずれに記載することが適当か。
- ⑤ 記載内容に基づき、関係者による適切な支援・指導につなげられるか。

なお、乳幼児健康診査の測定項目として母子健康手帳に掲載されている頭囲（3歳児健康診査）、胸囲（3～4か月・1歳6か月児健康診査）については、測定の根拠に乏しいことから、削除することが適当と考える。また、3歳児健康診査における視覚検査において、屈折検査の導入が進んできていることから、屈折検査の実施について記録できる欄を設けることが適当と考える。

## ウ 学童期以降の健康状態の記録について

母子保健法第16条において、母子健康手帳には、妊産婦、乳児及び幼児の健康診査及び保健指導に関する記載を行うことが規定されており、これは、母子保健法上の母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図る趣旨から定められている。検討会では、妊娠期から思春期までの切れ目ない支援という成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等

を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号。以下「成育基本法」という。）の理念を組み込むことの重要性や、学童期のこども自身が手帳を活用する視点の重要性についての意見があった。このため、検討会としては、妊娠・新生児・乳幼児・学童期・思春期にいたる継続性について配慮する観点から、任意様式において、学童期以降の健康状態を記録できる欄を設けることが適当と考える。

#### （４）その他

##### ア 多様性に配慮した対応について

母子保健事業における多様性への配慮等を促す観点から、「健やか親子 2 1」のウェブサイトにも多胎児支援のポイント、低出生体重児保健指導マニュアル、多言語版の母子健康手帳等の資料を掲載している。また、地方自治体においても、低出生体重児向けの母子健康手帳の作成・配布等の取組も行われている。検討会では、低出生体重児等の多様性に配慮したわかりやすい情報提供の充実が必要との意見があった。このため、検討会としては、省令様式とは別に、多言語版の母子健康手帳、低出生体重児向けの成長曲線等の充実等、多様性に配慮したわかりやすい情報提供を充実していくことが適当と考える。

##### イ 適切な支援につなげるための方策について

妊婦自身が記入する健康状態等の記載欄のページに「妊娠についての悩みや、出産・育児の不安がある方は、保健所、市町村（保健センター）、医療機関等に気軽に相談しましょう」と相談の促しの記載があると同時に、相談機関の連絡先については、任意様式にサービスの名称と連絡先を記載できる欄が設けられている。

検討会において、妊娠中や産後の相談窓口や相談できる専門職の氏名、連絡先をわかりやすく記載できるようにすべきではないかという意見や、災害時に必要となる連絡先や災害への平時からの備えについての情報を追加すべきという意見があった。また、窓口についての情報は、必ず市町村が含める項目として省令に規定する必要があるのではないかという意見もあった。

検討会としては、妊婦や保護者を、自治体などが提供している支援に適切につなげることでできるよう、相談窓口やその主な相談可能事項、担当者名、連絡先をよりわかりやすく情報提供することが適当と考える。また、任意様式の記載項目に相談窓口等の支援に関する情報提供を含めるよう、省令に位置づけることが望ましい。さらに、妊婦や保護者が災害時に適切に対応できるよう、任意様式において災害時の避難場所の連絡先や平時からの備えなどの

情報を提供することが適当である。

## おわりに

今後、これらの方針に基づき、厚生労働省において、令和5年度以降使用される母子健康手帳の省令様式及び任意様式の改正が行われ、各市町村や医療機関における妊娠期から子育て期の切れ目のない包括的な支援の提供に寄与することが期待される。

また、母子健康手帳にも掲載される母子保健情報については、各自治体の電子化の状況等を踏まえつつ、更なる電子化について、本検討会において引き続き検討を進めるほか、将来的な医療DXやガバメントクラウド等の進展を踏まえ、母子保健情報の連携や利活用を政府全体として進めていく必要がある。

なお、母子健康手帳に記載されている乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線は、乳幼児身体発育調査の結果に基づき作成されており、当該調査は昭和35（1960）年以降10年ごとに実施されてきた。従来調査実施の間隔を踏まえ、令和2（2020）年度に調査を実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において、身長や体重等の計測を行う調査の特性上、郵送調査等への調査方法の変更が困難であること等により、令和2年度、令和3年度の調査実施が見送られた。現在、令和5（2023）年度に実施できるよう、準備を進めているところであり、調査結果に基づく乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線が作成された時点で、母子健康手帳の省令様式の改正について必要な検討を行う予定である。

母子保健法は、昭和40年に、母性と乳幼児を一体的に取り扱い、その健康の保持及び増進を図ることを目的に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）から分かれる形で制定された。母子保健法及び母子健康手帳の意義や役割等については、平成30年の成育基本法、令和2年の生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律（令和2年法律第76号）、令和4年のこども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）、こども基本法（令和4年法律第77号）等の関係する法律の整備や、こどもの権利、性と生殖に関する健康と権利等に関する動向も踏まえ、幅広い議論を継続することが望ましい。

「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」構成員名簿

○ 座長（五十音順、敬称略）

○ 安宅 満美子	とりこえ助産院 助産師 （公益社団法人日本助産師会 推薦）
石田 淳子	府中市子ども家庭部 子ども家庭支援課長・子ども家庭支援センター所長（全国保健師長会 推薦）
伊藤 早苗	岐阜県輪之内町福祉課長・保健センター 所長 （全国町村会 推薦）
○ 岡 明	埼玉県立小児医療センター 病院長
小林 徹	国立研究開発法人国立成育医療研究センター臨床研究センターデータサイエンス部門 部門長
末松 則子	三重県鈴鹿市長
鈴木 俊治	日本医科大学女性生殖発達病態学大学院 教授 （公益社団法人日本産婦人科医会 推薦）
永光 信一郎	福岡大学医学部小児科 主任教授 （公益社団法人日本小児科学会 推薦）
中山 まき子	同志社女子大学現代社会学部 特任教授
濱田 圭子	兵庫県但馬県民局朝来健康福祉事務所 健康参事・地域保健課長（公益社団法人日本看護協会 推薦）
三浦 清徳	長崎大学大学院医歯薬総合研究科産科婦人科学教室 教授 （公益社団法人日本産婦人科学会 推薦）
三平 元	医療法人社団すこやかおやこ 理事長 （公益社団法人日本小児科医会 推薦）
森田 圭子	特定非営利活動法人ホームスタートジャパン 代表理事
山縣 然太郎	山梨大学大学院総合研究部医学域社会医学講座 教授
山本 秀樹	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
渡辺 弘司	公益社団法人日本医師会 常任理事



## 「母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討会」開催日程

- 第1回 令和4年5月27日（金）10:00～12:00  
○ 母子健康手帳、母子保健情報等について  
相山女学園大学看護学部 中島正夫参考人
- 第2回 令和4年6月30日（木）10:00～12:00  
○ 母子保健情報の電子化について  
○ 母子健康手帳について
- 第3回 令和4年7月21日（木）10:00～11:30  
○ 母子健康手帳について
- 第4回 令和4年9月15日（木）10:00～12:00  
○ 見直し方針（案）について